

相愛大学競争的研究費等の不正防止に関する基本方針

令和4年10月30日

学長決定

相愛大学では、競争的研究費等の不正使用を防止するため、文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日、平成26年2月18日改正、令和3年2月1日改正）を踏まえ、競争的研究費等の不正防止に関する基本方針をここに定めます。

1. 機関内の責任体系の明確化

（1）競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系の明確化

- ①学長は、最高管理責任者として、本学の研究活動における競争的研究費等の不正防止に関して、基本方針を策定・周知するとともに、その管理・運営について最終責任を負います。
- ②副学長（研究担当）は統括管理責任者として、基本方針に基づき、競争的研究費等の管理・運営について大学全体を統括する実質的な責任を負い、その実施状況を最高管理責任者に報告します。

また、副学長（研究担当）はコンプライアンス推進責任者として、コンプライアンス教育および啓発活動、競争的研究費等の適正執行・管理に対するモニタリング等に関して実質的な責任を負います。

③研究科長・学部長等（共通教育センター長、総合研究センター長を含む）および大学事務局長が、各部署の管理・運営責任者として、学長・副学長を補佐します。

- 相愛大学競争的資金等の適正管理に関する規程
- 相愛大学における競争的研究費等の適正管理・運営にかかる責任体系

（2）監事に求められる役割の明確化

①監事は、大学の業務運営等について学長に意見を述べるとともに、競争的研究費等の不正防止に関する内部統制の整備・運用状況を監査対象として確認します。

- 相愛学園内部監査規程

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

（1）コンプライアンス教育・啓発活動の実施（関係者の意識の向上と浸透）

①統括責任者が策定する実施計画に基づき、研究活動における行動規範等に関するコンプライアンス教育や啓発活動を学内関係者にむけて実施します。

- 公正な研究活動のためのハンドブック

(2) ルールの明確化・統一化

①競争的研究費等の適正執行のため、競争的研究費等の運営・管理に関わる全構成員にとって理解しやすい形で、使用ルール等を明確かつ統一的に定め、周知します。

また、ルールについては、定期的に見直しを行います。

②競争的研究費等の受領・執行にあたっての責務・心構えを徹底します。

- 相愛大学研究者等行動規範
- 相愛大学競争的資金等の適正管理に関する規程

(3) 職務権限の明確化

①競争的研究費等の事務処理に携わる構成員の職務権限と責任を明らかにし、適切な職務分掌を定め、理解の共有を図ります

②職務権限に応じた明確な決裁手続を定めます。

(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

①告発等の取扱いについては、「相愛大学研究活動の不正行為への対応等に関する規程」を準用します。

②競争的研究費等の不正に係る調査ならびに懲戒については、現行規程の改訂や整備を行い、明確かつ透明化の確保を図ります。

- 相愛大学研究活動の不正行為への対応等に関する規程

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

(1) 不正防止計画の推進を担当する者又は部署の設置

①不正防止計画の推進部署として、本部長が副学長（研究担当）かつ統括管理責任者でもある研究推進本部を充てます。

(2) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施

①不正防止推進部署として、研究推進本部は監事及び内部監査室とも連携し、モニタリングや内部監査を通して不正発生要因にかかる機関全体の状況を把握します。

②研究推進本部は、①により把握した状況に対応する対策を反映させた実効性のある不正防止計画を策定します。

③不正防止計画の実施は、研究推進本部において機関全体における具体的な対策を決定・実施して、次年度の事業計画に反映させ、年度終了時にその実施状況を適宜把握・確認することとします。

④不正防止計画は、定期的な見直しを行うこととします。

- 相愛大学競争的研究費の不正防止に関する計画

4. 研究費の適正な運営・管理活動

- ①不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行います。また、競争的研究費等の執行に関する証憑等については、後日の検証に備えて、研究期間終了後5年間保存することにします。
 - ②物品等の購入に関する不正防止のため、研究推進本部の指導の下、物品購入のチェック体制を整え、納品等の検収を徹底します。また、換金性の高い物品についても、適切な管理を行います。
 - ③業者との癒着による不正な取引を防止するため、不正取引に関与した業者に対する措置基準を定め、業者に対して誓約書の提出を求めます。
 - ④旅費に関しては、事前事後の各種書類提出を厳格に管理して、用務内容等諸要件を確認し、重複受給がないかどうかも含めて、用務の目的や受給額の適正性を確認します。
 - ⑤旅費に関しては、研究者が支払いに関与する必要のない仕組みの導入を早急に進めます。
- 公的研究費執行ガイドブック（学内者向け）

5. 情報発信・共有化の推進

- ①競争的研究費の不正防止に向けた取組みに関する本学の基本方針等について、学内での周知を徹底すると同時に、外部にも公表します。
- ②大学内外から相談を受け付ける窓口を設置します。

6. モニタリングの在り方

- ①競争的研究費等の適正な管理のため、本学全体の視点から、モニタリング及び監査制度を整備し、実施することにします。
- ②内部監査室は最高管理責任者の直轄組織として、研究推進本部と連携し、それぞれのモニタリング、監査に関する任務を完遂します。
- ③内部監査室は、監事及び会計監査人との連携を強化し、必要な情報提供等を行うと同時に、モニタリングや内部監査、競争的研究費等の運営・管理の在り方等について定期的な意見交換を行うこととします。
- ④内部監査の実施においては、過去の内部監査やモニタリングにおいて確認した不正発生要因を勘案し、監査の計画を随時見直します。
- ⑤内部監査の実施に際して、公認会計士等の有識者を活用し、内部監査の質向上を図ることについても、早急に検討することとします。

以上